

北海道告示第 11631 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 4 月 26 日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 12 月 26 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

釧路町桂木商業プラザ
釧路郡釧路町桂木 4 丁目 23

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

釧路貨物自動車株式会社 代表取締役 工藤 健雄
釧路郡釧路町中央 1 丁目 18 番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イエローハット	代表取締役 堀江 康生	東京都千代田区岩本町 1 丁目 7 番 4 号
株式会社 NKインターナショナル	代表取締役 木田 直樹	帯広市東 3 条南 8 丁目 1 番地 1 NKビル
株式会社 フィッシュランド	代表取締役 佐藤 隆士	札幌市中央区南 3 条東 4 丁目 1 番地 20

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社 ひがし北海道イエローハット	代表取締役 大川 廣樹	岩見沢市 9 条東 5 丁目 1 番地 10	ア
株式会社 NKインターナショナル	代表取締役 木田 直樹	帯広市東 3 条南 8 丁目 1 番地 1 NKビル	
株式会社 フィッシュランド	代表取締役 佐藤 隆士	札幌市中央区南 3 条東 4 丁目 1 番地 20	

(4) 変更する年月日

令和 5 年 7 月 1 日

(5) 変更する理由

小売業者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 12 月 21 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 12 月 26 日（火）から令和 6 年 4 月 26 日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで